# 記者発表資料

提供年月日:平成23年(2011年)7月11日

部局名:健康福祉部

所属名:子ども・青少年局

担当名:虐待・非行防止対策チーム

担当者名:大久保·松田

内線:3551

電話:077-528-3551

E-mail: em00@pref.shiga.lg.jp

# 平成22年度滋賀県における児童虐待相談件数等の状況について

平成22年度における19市町および県(中央、彦根)子ども家庭相談センター(以下「センター」という。)に寄せられた児童虐待に関する相談等の状況を別添のとおりとりまとめました。なお、本県では、県内の相談状況の実態をより明らかにするため、市町とセンターの件数を合わせ、そこから重複分を除いたものを平成20年度分から公表しています。



オレンジリボンには 子ども虐待を防止する というメッセ ージ が 込められています。

| 市町とセンターを合わせた相談件数は 3, 231 件 初めて 3,000 件を超える

・市町3,206件 + センター961件 - 936件(重複分) = 3,231件 ※ 重複分とは、平成22年度中に市町とセンターが連携しながら支援・対応したケース。

◆ 児童福祉法改正により、平成17年4月から市町が第一義的に児童家庭相談を行い、 センターは重篤事例の対応や市町への技術的援助・助言を行うこととなりましたが、 本県では早い時期から、市町の要保護児童対策地域協議会の前身となる「児童虐待防 止ネットワーク」が各市町に設置され、早期対応ができる体制が整えられてきました。 県においても、市町とセンターの役割分担の指針や、市町向け対応マニュアルの策 定、スーパーバイザーの派遣、市町職員・保育士・教員等の関係職員研修の実施など を行ってきました。

これらを背景に、様々なところで、早期発見が通告・相談に結びつき、虐待が深刻化する前に、関係機関による子どもや家族への支援につながってきています。

# ◆相談件数等の主な特徴

- ① 平成21年度の2,802件より429件、対前年度比で115.3%と増加し、初めて3,000件を超過。
- ② 子ども(18歳未満)人口100人あたり1.26件(前年度1.09件)。 ※県内の子ども人口:255,472人(平成22年10月1日現在、県推計人口)
- ③ 虐待種別では、『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』の割合が約5割、 『身体的虐待』が約3割、『心理的虐待』『性的虐待』の順。
- ④ 年齢別では、『小学生』以下が全体の約8割。
- ⑤ 主な虐待者では、実父母が全体の約9割(実母が約7割)。
- ⑥ 施設・里親への新規の入所・委託数は62件。殆どの子どもが在宅支援。
- ⑦ 複雑、困難なケースの増加に伴い、援助が継続、長期化するケースが増加。 【前年度からの継続】市町2,192件(68.4%)、センター633件(65.9%)
- ⑧ センターへの虐待通告件数が192件の増、前年度の約1.6倍。 特に「隣人・知人」からが大幅増(135件)で全体の約5割。
- ※③~⑦は昨年度とほぼ同様の傾向。
- ※ 相談件数とは、通告を受けて、虐待と認知して、対応をしている実件数(子どもの人数) であり、通告を受けたが、認知しない件数は含まれない。

# ◆市町の状況

- (1) 相談件数は3,206件で、前年度比114.9%(H212,791件)、児童福祉 法改正により市町で相談統計を取り始めた平成17年度(1,473件)の 約2.1倍に増加し、最も多くなっています。
- (2) 相談状況は次のとおりです。

# ①虐待種別

- ・ 『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』が全体の約5割(45.6%)を占め、次いで、『身体的虐待』27.9%、『心理的虐待』24.9%、『性的虐待』1.5%となっています。
- ・ 前年度に比べて、いずれの虐待種別の相談件数も増加しています。伸び率は、『身体的虐待』『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』『心理的虐待』の順ですが、大きな差はありません。

※注:伸び率は、『性的虐待』が 140.0%と最も高いが、相談件数が少ないため、単 純な比較はできない。

### ②年齢別

- 『小学生』が全体の約4割(36.1%)を占め、次いで、『3歳~学齢前児童』25.7%、『0~3歳未満』17.9%の順となっています。
- ・ 前年度に比べて、いずれの年齢別の相談件数も増加していますが、伸び率では、『中学生』が 131.0%と最も高く、次いで、『 $0\sim3$  歳未満』118.9%の順となっています。

#### ③相談の経路状況

- ・ 『市町(保健センター、福祉事務所等)』が全体の約3割(28.2%)を 占め、次いで、『学校等』25.3%、『その他(特に子ども家庭相談センタ ー)』12.9%、『家族・親戚』9.6%、『保育所』9.4%の順となっています。
- 実績が100件以上ある相談経路の、前年度と比べた伸び率では、『市町』130.0%、『保育所』118.0%、『その他』112.0%、『隣人・知人』111.9%の順となっています。

※注1:「学校等」とは小・中・高等学校、特別支援学校と市町教育委員会等。

2:相談件数を考慮しない場合の伸び率は、

『医療機関』 (78 件、200.0%) 、『警察等』 (45 件、140.6%) が高い。

#### ④主な虐待者

・ 『実母』が全体の約7割 (67.8%) を占め、次いで、『実父』23.6%の順 となっています。

### ◆センターの状況

- (1) 相談件数は961件で、前年度比 129.0% (H21 745件)、児童虐待防止法施 行の平成12年度(295件)の約3.3倍、平成2年度の統計開始以降、最も多 くなっています。
- (2) 相談状況は次のとおりです。

### ①虐待種別

- ・ 『保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)』が全体の約5割(46.8%)を占め、次いで、『身体的虐待』30.9%、『心理的虐待』19.3%、『性的虐待』3.0%となっています。
- 前年度に比べて、全ての虐待種別で相談件数が増加しています。

#### ②年齢別

『小学生』が全体の約4割(39.6%)を占め、次いで、『3歳~学齢前児

童』21.5%、『0~3歳未満』15.9%の順となっています。

・ 前年度に比べて、全ての年齢層で相談件数が増加しています。

### ③相談の経路状況

- ・ 『市町』が全体の約5割 (50.4%) を占め、次いで、『家族』12.7%、 『隣人・知人』11.2%の順となっています。
- ・ 実績が100件以上ある相談経路の、前年度と比べた伸び率では、『隣人・知人』が675%(約6倍)と最も高くなっています。

### ④主な虐待者

• 『実母』が全体の約6割(63.6%)を占め、次いで、『実父』25.6%の順となっています。

### (3) 通告件数および経路状況

・ 虐待ホットライン等により、直接、センターに通告があった件数は509件で、192件の増加(約1.6倍)。その経路状況(通告者・機関)は『隣人・知人』からが大幅に増加(135件増)し、全体の約5割(45.4%)を占め、次いで、『学校等』15.5%、『医療機関』8.8%の順となっています。

※注:通告件数は、通告があった延件数で、虐待と認知しない件数も含む。

#### (4) 立入調査

立入調査は0件です。

### ※注)児童虐待防止法第9条

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。(以下略)

#### (5) 一時保護

- ・ 虐待による『一時保護件数』は275件で、前年度比89.9% (H21 306件) と減少しています。
- ・ しかし、一時保護所の虐待による保護延件数は6,765件で、前年度比 104.4% (H21 6,480件) と増加し、過去最も多い件数です。
- 1人あたりの平均在所日数が長期化(27.4日)しています。

### ※注)児童福祉法第33条

児童相談所長は、必要があると認めるときは、・・・・児童に一時保護を加え、 又は適当な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。(以下略)

#### (6) 施設入所等措置

- ・ 虐待相談に対応し、『児童福祉施設入所』や『里親委託』の措置を行った件数は62件、センターの相談件数全体の約1割(6.5%)を占めています。
- ・ 強制入所の家庭裁判所への申し立て件数は10件、承認件数は9件です。

#### ※件数には年度繰り越し分を含む。

# ※注)児童福祉法第28条

保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者・・・・の意に反するときは、都道府県は、・

- ・・次の各号の措置を採ることができる。
- 一 保護者が親権を行う者・・・であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第 27条第1項第3号の措置を採ること。(以下略)

- ◆被措置児童等虐待の状況(児童福祉法第33条の16に基づく公表)
- ・ 平成22年度の被措置児童等虐待の通告は9件で、児童指導員等による虐待5件(身体的虐待2件、性的虐待3件)、里親による虐待4件(身体的虐待1件、心理的虐待1件、性的虐待2件)が認められたことから、報告聴取や文書および口頭による改善指導をしています。

※件数とは児童数のこと。

※注) 児童福祉法第33条の16

都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。 (この条項は、平成20年の法改正で追加され、平成21年4月1日より施行しています。このため、平成21年度分から公表しています。)

# ◆県の取り組み

平成22年3月に全面改定した滋賀県児童虐待防止計画に基づき、子どもの権利擁護の観点に立って、市町、関係機関・団体、県民と連携し、未然防止から早期発見・早期対応、保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰や子どもの自立まで切れ目のない支援を行います。 今年度の主な取組および新規事業は、以下のとおりです。

### (1) 未然防止

- ・ 11月の児童虐待防止推進月間を中心に、年間を通じた地域・企業参画型のオレンジリボンキャンペーン (街頭啓発、出前講座等)により、児童虐待の通告義務、通告先、子どもに及ぼす影響などを県民に広報啓発することで、児童虐待防止の気運を高めていきます。特に今年度は、近畿府県共同事業も含め、新聞・TV等の広報媒体を活用した広報啓発を重点的に行います。
- ・ 保育所の一時預かり事業を活用することで、保護者の育児に対する不安感や負担感の軽減、育児疲れの解消および孤立防止を図る、<u>ほっと安心子育で支援事業</u>を新たに 実施します。

### (2) 早期発見・早期対応

- ・ 市町への年間を通じたスーパーバイザー派遣や関係職員等への児童虐待防止研修などを通して、市町の児童家庭相談体制や要保護児童対策地域協議会の機能強化を進めます。
- ・ 子どもの養育が一時的に困難となった場合に、一定期間、養育を行う子育て短期支援事業(ショートステイ事業)の受入先を確保する等のため、昨年度から実施している子どもと家族を守る家づくり事業に引き続き取り組みます。
- ・ 乳幼児虐待や性的虐待への対応、精神障害等のある保護者の支援を強化するため、 子ども家庭相談センターに保健師資格等を持つ職員を配置します。

#### (3) 保護・ケア

・ 社会的養護を必要とする子どもたちが、家庭的な養育環境の下で養育される機会を 増やすために、<u>家庭的養護普及促進事業</u>を実施し、<u>里親や小規模住居型児童養育事業</u> (ファミリーホーム)を推進するための啓発に取り組みます。

たすけてサインを見逃さないで、「もしや虐待ではないか」と思ったら、 地元の市町か次のホットラインにご連絡ください。

- ・滋賀県虐待ホットライン(24時間対応)077-562-8996
- ・児童相談所全国共通ダイヤル(24時間対応)0570-064-000

# 平成22年度 滋賀県における児童虐待相談件数等の状況について

# 【県内の児童虐待相談件数】

平成22年度	平成21年度	伸び率	
3,231 件	2,802	115%	(市町、子ども家庭相談センターの重複件数を除く。)

### 【市町】

### 1 年齢別虐待種別の状況

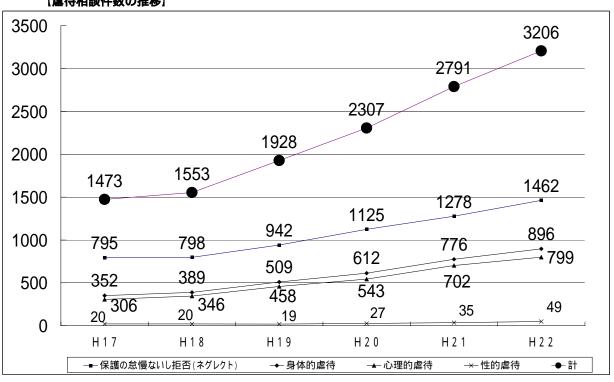
#### 年齢別虐待種別の状況

虐待種別		怠慢ない グレクト		身体	的虐待		心理	里的虐待		性	的虐待			計	
年齢	H21	H22	比	H21	H22	比	H21	H22	比	H21	H22	比	H21	H22	比
0~3歳未満	207	264	128%	131	119	91%	143	189	132%	1	1	100%	482	573	119%
3~学齢前児 童	268	331	124%	245	269	110%	194	216	111%	3	7	233%	710	823	116%
小学生	512	530	104%	281	348	124%	256	258	101%	19	21	111%	1,068	1,157	108%
中学生	189	234	124%	74	110	149%	78	100	128%	7	12	171%	348	456	131%
高校生・その 他	102	103	101%	45	50	111%	31	36	116%	5	8	160%	183	197	108%
計	1,278	1,462	114%	776	896	115%	702	799	114%	35	49	140%	2,791	3,206	115%

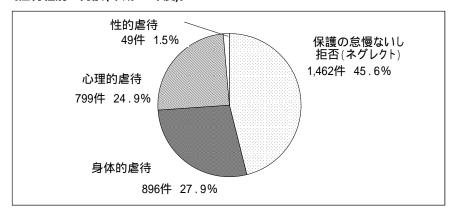
#### 経年比較

虐待種別 年度	保護の怠慢ないし 拒否(ネグレクト)	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	計
H 1 7	795	352	306	20	1,473
H 1 8	798	389	346	20	1,553
H 1 9	942	509	458	19	1,928
H 2 0	1,125	612	543	27	2,307
H 2 1	1,278	776	702	35	2,791
H 2 2	1,462	896	799	49	3,206
H22占める 割合	45.6%	27.9%	24.9%	1.5%	100.0%
伸び率 (対H21)	114.4%	115.5%	113.8%	140.0%	114.9%

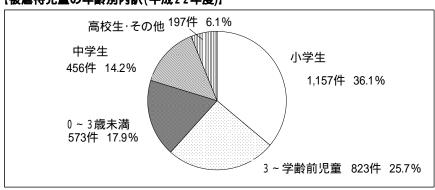
### 【虐待相談件数の推移】



### 【虐待種別の内訳(平成22年度)】



### 【被虐待児童の年齢別内訳(平成22年度)】



### 2. 虐待相談の経路状況

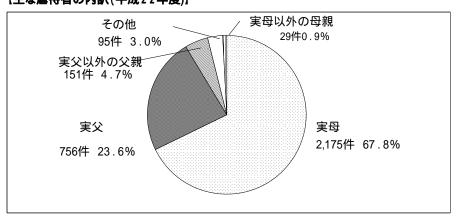
相談経路年度	家族	親戚	隣人 · 知人	子ども 本人	市町	児童 委員	保健所	医療 機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H 1 9		253	98	8	465	71	14	29	181	12	70	442	285	1,928
H 2 0		251	126	6	579	65	12	40	242	28	43	590	325	2,307
H 2 1		342	168	9	696	67	11	39	255	32	55	749	368	2,791
H 2 2		308	188	4	905	76	6	78	301	45	71	812	412	3,206
H22占める 割合		9.6%	5.9%	0.1%	28.2%	2.4%	0.2%	2.4%	9.4%	1.4%	2.2%	25.3%	12.9%	100.0%
伸び率 (対H21)		90.1%	111.9%	44.4%	130.0%	113.4%	54.5%	200.0%	118.0%	140.6%	129.1%	108.4%	112.0%	114.9%

<sup>「</sup>学校等」とは小・中・高等学校、特別支援学校と市町教育委員会等

### 3. 虐待相談の主な虐待者状況

	~~~ <del>~~</del> !\	****				
虐待者 年度	実 父	実父以外 の父親	実母	実母以外 の母親	その他	計
H 1 9	471	90	1,285	17	65	1,928
H 2 0	553	82	1,570	20	82	2,307
H 2 1	657	125	1,919	20	70	2,791
H 2 2	756	151	2,175	29	95	3,206
H22占める 割合	23.6%	4.7%	67.8%	0.9%	3.0%	100.0%
伸び率 (対H21)	115.1%	120.8%	113.3%	145.0%	135.7%	114.9%

### 【主な虐待者の内訳(平成22年度)】



# 【子ども家庭相談センター】

#### 1 虐待相談の状況

内容 年度	養護相談	障害相談	非行相談	育成相談	計
H 1 7	624	0	9	12	645
H 1 8	695	1	9	6	711
H 1 9	762	0	0	2	764
H 2 0	716	0	0	0	716
H 2 1	745	0	0	0	745
H 2 2	961	0	0	0	961

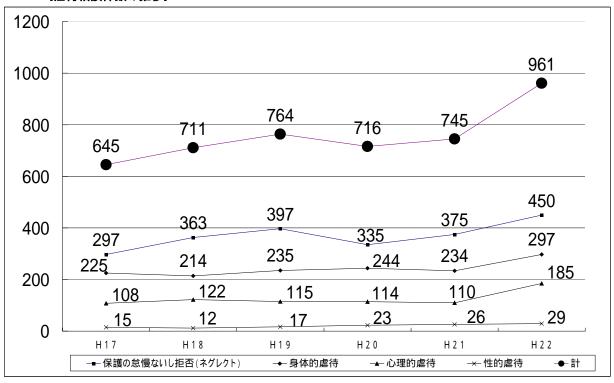
(参考)全国の虐待 相談件数
34,472
37,323
40,639
42,664
44,211
(未公表)

厚生労働省統計では、虐待相談は養護相談の中のみで取り扱っていますが、本県では、平成9年度から養護相談以外の中で 虐待の事実が判明した件数も含めて公表しています。

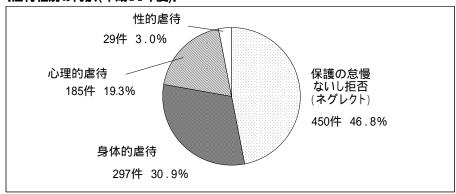
#### 2 年齢別虐待種別の状況

虐待種別	7	護の怠 雪(ネ	急慢	ない ノクト	し拒 )		身体	的原	虐待			心理	里的原	<b>虐待</b>			性	的虐	待				計		
年數年度	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21	H22
0~3歳未満	58	81	56	65	74	34	34	32	31	39	9	19	13	17	39	0	0	1	0	1	101	134	102	113	153
3~学齢前児 童	86	85	69	64	99	49	51	56	66	74	32	30	27	12	31	1	3	4	5	3	168	169	156	147	207
小学生	151	158	144	145	168	89	95	102	92	129	40	45	49	57	68	4	2	8	14	15	284	300	303	308	380
中学生	54	54	53	70	78	33	43	38	33	39	26	16	18	15	27	4	6	6	5	5	117	119	115	123	149
高校生・その 他	14	19	13	31	31	9	12	16	12	16	15	5	7	9	20	3	6	4	2	5	41	42	40	54	72
計	363	397	335	375	450	214	235	244	234	297	122	115	114	110	185	12	17	23	26	29	711	764	716	745	961

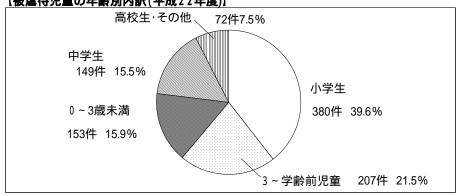
### 【虐待相談件数の推移】



### 【虐待種別の内訳(平成22年度)】







#### 3 虐待相談の経路状況

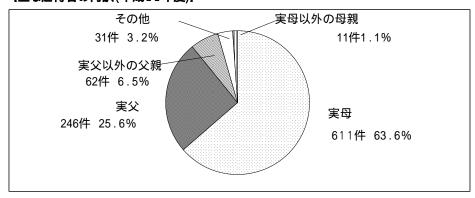
相談経路年度	家族	親戚	隣人 · 知人	子ども 本人	市町	児童 委員	保健所	医療 機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H 1 7	73	18	45	7	230	7	1	25	19	23	2	143	52	645
H 1 8	80	11	39	6	348	5	1	19	7	28	3	110	54	711
H 1 9	93	13	44	5	372	1	0	21	8	12	4	107	84	764
H 2 0	79	8	13	8	430	0	1	15	7	19	0	88	48	716
H 2 1	92	7	16	5	428	0	0	21	10	30	3	93	40	745
H 2 2	122	12	108	8	484	0	0	46	11	25	1	105	39	961
H22占める 割合	12.7%	1.2%	11.2%	0.8%	50.4%	0.0%	0.0%	4.8%	1.1%	2.6%	0.1%	10.9%	4.1%	100.0%
伸び率 (対H21)	132.6%	171.4%	675.0%	160.0%	113.1%	-	-	219.0%	110.0%	83.3%	33.3%	112.9%	97.5%	104.1%

<sup>「</sup>学校等」とは小・中・高等学校、特別支援学校と市町教育委員会等

### 4 虐待相談の主な虐待者状況

_						
虐待者 年度	実 父	実父以外 の父親	実母	実母以外 の母親	その他	計
H 1 7	153	32	418	5	37	645
H 1 8	156	48	481	14	12	711
H 1 9	156	56	516	15	21	764
H 2 0	156	58	470	9	23	716
H 2 1	197	50	469	10	19	745
H 2 2	246	62	611	11	31	961
H22占める 割合	25.6%	6.5%	63.6%	1.1%	3.2%	100.0%
伸び率 (対H21)	124.9%	124.0%	130.3%	110.0%	163.2%	104.1%

# 【主な虐待者の内訳(平成22年度)】



### 5 虐待通告の経路状況

通告経路年度	家族	親戚	隣人 知人	市町	児童委 員	保健所	医療 機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
H 2 1	2	11	96	94	2	0	21	7	23	1	52	8	317
H 2 2	27	2	231	40	0	0	45	13	35	2	79	35	509
H22占める 割合	5.3%	0.4%	45.4%	7.9%	0.0%	0.0%	8.8%	2.6%	6.9%	0.4%	15.5%	6.9%	100.0%

<sup>「</sup>通告件数」は通告後に虐待と認知しない件数も含む。

### 6 立入調査の状況

内容 年度	滋賀県	左の内、警察官の 同行を求めたもの	(参考)全国の立入調査件数
H 1 7	17件(21名)	8件( 9名)	2 4 3 件
H 1 8	8件(11名)	3件(3名)	2 3 8 件
H 1 9	2件(3名)	1件( 1名)	199件
H 2 0	4件(5名)	4件( 5名)	1 4 8 件
H 2 1	0件(0名)	0件( 0名)	148件
H 2 2	0件(0名)	0件( 0名)	(未公表)

立入調査:児童福祉法第29条、児童虐待防止法第9条に規定

#### 7 一時保護件数 一時保護の保護件数

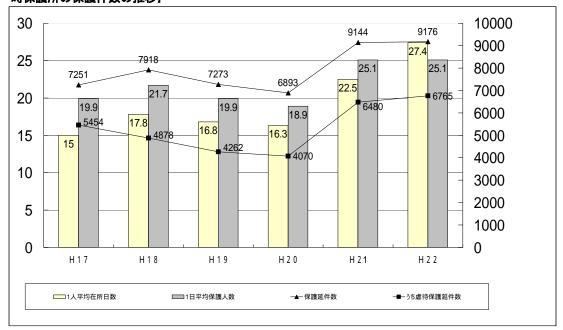
בוויאו נייי	E ON	吸门双											
内訳		呆護所 延件数)		保護委託 延件数)				情緒障害				合計 (件数	、延件数)
年度	うち虐	:待	うち虐	:待	児童養護 施設	乳児院	児童自立 支援施設	児短期治	障害児関 係施設	里親委託	その他	うち虐	<b>!</b> 待
H 1 7	484	(7,251)	102	(1,606)								586	(8,857)
	318	(5,454)	66	(1,105)	11	30	4	6	6	36	9	384	(6,559)
H 1 8	444	(7,918)	113	(3,154)	•							557	(11,072)
	247	(4,878)	60	(2,327)	29	31	3	9	1	34	6	307	(7,205)
H 1 9	432	(7,273)	87	(3,017)								519	(10,290)
	175	(4,262)	49	(2,023)	37	32	2	3	2	8	3	224	(6,285)
H 2 0	422	(6,893)	62	(1,456)								484	(8,349)
	194	(4,070)	37	(888)	16	21	2	2	0	14	7	231	(4,958)
H 2 1	406	(9,144)	92	(1,911)								498	(11,055)
	252	(6,480)	54	(1,075)	16	20	4	10	3	27	12	306	(7,555)
H 2 2	335	(9,176)	110	(2,011)								445	(11,187)
	218	(6,765)	57	(1,227)	28	24	0	13	1	33	11	275	(7,992)

### 一時保護所の保護件数の年度別推移

項目		保護	件数	保護	<b>延日数</b>			
年度	保護実人数		こと 歩往		こと 長往	1人平均在所日数	1日平均保護人数	1日最高在所人数
一一人			うち虐待		うち虐待			
H 1 7	290	484	318	7,251	5,454	15	19.9	38
H 1 8	267	444	247	7,918	4,878	17.8	21.7	35
H 1 9	254	432	175	7,273	4,262	16.8	19.9	34
H 2 0	264	422	194	6,893	4,070	16.3	18.9	30
H 21	244	406	252	9,144	6,480	22.5	25.1	40
H 2 2	254	335	218	9,176	6,765	27.4	25.1	39

<sup>.</sup> 平成18年度より立入調査の統計の取り方を変更(立入調査命令はでていても、その権限を行使せずに安全確認ができた場合は含めない。)

### 【一時保護所の保護件数の推移】



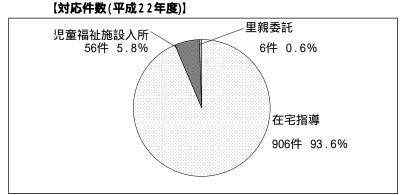
### 一時保護委託の状況

	保護件数	保護延日数	1人平均在所日数	1日平均保護人数
нээ	うち虐待	うち虐待		THE TENTES CAN
11 2 2	110 57	2,011 1,227	18.3	5.5

#### 8 虐待相談の対応状況

内容 年度	児童福祉施設入所	里親委託	在宅指導	計
H 1 7	29	9	628	666
H 1 8	53	4	669	726
H 1 9	45	4	759	808
H 2 0	40	5	697	742
H 2 1	47	13	725	785
H 2 2	56	6	906	968

ケースの中には複数の対応方法をとる場合があるため、「1虐待相談の状況」の件数と異なる。



#### 9 強制入所措置の家庭裁判所への申し立て状況

- 323.1537 11	// // · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3/// 1020	J 1,00
内容 年度	滋賀県の申し立 て件数	承認件数	(参考)全国の 申し立て件数
H 1 7	7件	1件	176件
H 1 8	9件	10件	185件
H 1 9	7件	5件	235件
H 2 0	5件	7件	230件
H 21	13件	7件	230件
H 2 2	10件	9件	(未公表)

児童福祉法第28条に規定

当該年度内の承認件数のため、前年度に申し立て、年度を超え承認されたものも含む。

# 【被措置児童等虐待の状況(児童福祉法第33条の16に基づく公表)】

被措置児童等の権利擁護を図るため、平成20年の児童福祉法の一部改正により、平成21年4月より被措置児童等 虐待の防止に向けた措置が規定されました。

これに伴い、児童福祉法第33条の16および同法施行規則第36条の30に基づき、平成22年度に本県において対応 した被措置児童等虐待の状況を公表します。

#### (1)被措置児童等虐待の状況

・通告件数 9 (うち、虐待と認められた件数 9件) 3事例9人

#### (ア)被害を受けた子どもの性別

男子	女子
5名	4名

#### (イ)被害を受けた子どもの年齢層

乳幼児	小学生	中学生
1名	6名	2名

#### (ウ)虐待の類型

身体的虐待	心理的虐待	性的虐待
3件	1件	5件

### (エ)施設等の種別

社会的養護関係施設	一時保護施設等	里親等
2件	3件	4件

#### (オ)虐待を行った施設職員等の職種

里親	児童指導員等
4件	5件

#### (2)県が講じた措置

報告聴取等 4件

文書および口頭による指導 5件

#### (参考)

#### 被措置児童等虐待とは

さまざまな事情により、家庭での養育が困難であるため保護を要し、施設等への入所措置等をされた 子どもに対して、施設職員等が行う虐待をいいます。

本県では、虐待を受けた子ども本人からの届出や、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告に対応し、滋賀県社会福祉審議会児童虐待事例検証部会の助言を得ながら必要な措置を講じます。

#### 児童福祉法

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

#### 児童福祉法施行規則

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

1 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ 小規模住居型児童養育事業及び里親	里親等
ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施	設 社会的養護関係施設
八 知的障害児施設等及び指定医療機関	障害児施設等
二 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項	頁 一時保護施設等
若し〈は第2項の委託を受けて一時保護を加える者	

2 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種